

チャレンジふくしま県民運動推進協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、チャレンジふくしま県民運動推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「チャレンジふくしま県民運動」（以下、「県民運動」という。）を推進することにより、県民へ健康への気付きや実践の機会の提供等を行い、県民一人一人が心身ともに「健康」になる取組を実践することで、「県民が笑顔で元気」になり、また、その取組を通して、「人も地域も笑顔で元気」な「ふくしま」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を行う。

- (1) 県民運動の推進に関すること。
- (2) 県民運動の広報に関すること。
- (3) その他、目的達成のために必要なこと。

(組織)

第4条 本会は、別表に掲げる団体をもって組織する。

2 本会の委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(役員及び選任)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、福島県知事をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会議において選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計及び業務を監査する。

(役員の任期)

第7条 副会長及び監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会は、委員（委員の代理人を含む。）の過半数の出席をもって成立する。
- 4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、会長又は構成団体に属する他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、書面による総会とすることができる。
- 7 総会の議決について特別の利害関係を有するものは、その議事の議決に参加することができないものとする。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（権能）

第9条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 県民運動の推進に関する基本的事項
- (2) 規約の制定及び改廃
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 予算及び決算
- (5) 役員の選任
- (6) その他運営に関する重要な事項

（ワーキンググループ）

第10条 県民運動の推進に関し必要な企画立案及び活動等を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、組織団体ごとに当該委員が指名する者をもって構成する。
- 3 ワーキンググループは、必要に応じ会長が招集する。
- 4 ワーキンググループに関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに構成員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会長の専決処分）

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないときは総会の権限に属する事項について、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めるものとする。

（事務局）

第12条 本会の事務局は、福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課長の職にある者をもってあてる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第13条 本会の経費は、負担金、その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、設立の日から施行する。
- 2 設立当初の事業年度は、第13条第2項の規程にかかわらず、平成28年8月3日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成29年4月28日より施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月14日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月10日より施行する。